

(第47期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 47 期 報 告 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

事		業		報		告
連	結	貸	借	対	照	表
連	結	損	益	計	算	書
連	結	株 主 資 本 等	変 動	計 算		書
連	結		注	記		表
貸		借	対	照		表
損		益	計	算		書
株	主 資 本 等	変 動	計 算			書
個	別	注	記			表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本						
会計監査人の監査報告書 謄本						
監査役会の監査報告書 謄本						

株式会社 セゾン情報システムズ

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や設備投資を背景に緩やかな回復傾向にありましたが、年度後半からの急速な円高・株安等金融市場に対する不安感、個人消費の伸び悩み、新興国を中心とした世界的な景気減速懸念等により先行き不透明な状況となりました。

当社グループが属する情報サービス業界は、セキュリティ対策、ビッグデータ活用に加え、IT技術のイノベーションによる「IoT (Internet of Things)」「FinTech」等が新たな社会基盤として活用され始め、今後の成長が期待されつつあります。また、企業向けシステム開発についても企業の堅調な投資意欲を背景に従来型のシステム開発が順調に推移するとともに、「所有から利用へ」の顧客ニーズの変化のなか「クラウド」に代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおり、業界全体は緩やかな成長基調で推移いたしました。一方、このような状況のもと優秀な技術者の不足及び高コスト化等、重要な事業リソース上の課題も顕在化しており、最新テクノロジーやITイノベーションに対応できる優秀な技術者の育成及び確保が重要な課題となっております。

このような経営環境のもと、当社グループは、主に基幹系業務に係るシステム開発、データセンターを活用したシステム運用及び維持保守、「HULFT (ハルフト)」を中心としたパッケージ製品の販売及びサポートサービス等を積極的に展開し、各事業間のシナジーを高め、既存顧客との取引拡大、新規顧客獲得に努めてまいりました。また、パッケージ製品の製品ラインナップ強化及びASEANを中心としたグローバル展開を推進するとともに、将来の事業拡大に向けた製品及び技術の研究開発及び人材育成に積極的に取り組み、事業基盤

の拡大を図ってまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は29,792百万円（前連結会計年度比2.3%減）となりました。利益面においては、一部事業において不採算案件の発生やプロジェクトの開発中止等により一時的な損失が発生したものの、パッケージ製品の販売等を実施しているHULFT事業が堅調に推移したこと及び前連結会計年度に原価計上した大型システム開発に係る製品保証対応費用が減少したこと等により、営業利益は2,654百万円（前連結会計年度は4,123百万円の営業損失）、経常利益は2,569百万円（同4,081百万円の経常損失）となりました。また、大型システム開発案件の開発遅延に係る顧客との条件付和解に伴う6,646百万円の損害賠償費用及び事業用資産に係る1,254百万円の減損損失を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は6,094百万円（同4,707百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

なお、当連結会計年度より、業界・業種を問わないシステムインテグレーション及びクラウドソリューションの拡大を図るために組織変更を行っております。これに伴い、従来の「金融システム事業」のうちクレジットビジネスを対象とした事業を「カードシステム事業」に名称変更し、その他の法人向けのシステム化事業と「流通サービスシステム事業」を統合のうえ、報告セグメントを「エンタープライズ・ソリューション事業」に変更しております。前連結会計年度との比較分析は、変更後の区分によって行っております。

(カードシステム事業)

売上面においては、既存顧客向けのネットワーク間処理、帳票出力運用処理等の情報処理サービスが堅調に推移したものの、製品保証対応により既存顧客向けのシステム開発が減少したこと等により、当連結会計年度のカードシステム事業の売上高は9,171百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

利益面においては、前連結会計年度に原価計上した大型システム開発に係る製品保証対応費用が減少したこと等により、当連結会計年度の営業利益は1,281百万円（前連結会計年度は7,302百万円の営業損失）となりました。

(エンタープライズ・ソリューション事業)

売上面においては、既存顧客向けの情報処理サービス及びシステム開発が減少したこと等により、当連結会計年度のエンタープライズ・ソリューション事業の売上高は9,920百万円（前連結会計年度比6.3%減）となりました。

利益面においては、事業基盤拡大の一環として取組んだ新規分野に係るシステム開発における不採算案件の発生及び一部プロジェクトの開発中止に係る損失計上等により、当連結会計年度の営業損失は383百万円（前連結会計年度は708百万円の営業利益）となりました。また、前述のシステム開発に係る不採算案件の発生及び一部プロジェクトの開発中止に伴い、当連結会計年度において769百万円の減損損失を計上しております。

(BPO事業)

当該事業については、平成28年2月1日付で会社分割及び株式譲渡を行ったため、当連結会計年度における業績は株式譲渡時点までの10ヶ月間の実績となっております。

当連結会計年度のBPO事業の売上高は1,205百万円（前連結会計年度比39.6%減）、営業損失は1,253百万円（前連結会計年度は517百万円の営業損失）となりました。また、システム開発に係る不採算案件の発生に伴い、当連結会計年度において486百万円の減損損失を計上しております。

(H U L F T事業)

通信ミドルウェアのデファクトスタンダードである当社の主力製品「H U L F T」の累計出荷本数は、前連結会計年度末から約8,800本増加し約181,800本となり、導入社数は前連結会計年度末から約300社増加し8,400社を超えました。

売上面においては、前連結会計年度に販売を開始した「H U L F T 8」が順調に出荷本数を伸ばし、サポートサービスを含め堅調に推移するとともに、H U L F Tファミリー製品及び連結子会社である(株)アプレッソの製品「DataSpider」も堅調に推移いたしました。また、当社及び当該事業に属する連結子会社2社(株)アプレッソ・世存信息技术(上海)有限公司)相互間のシナジーにより当該連結子会社の事業基盤が拡大したこと等により、当連結会計年度のH U L F T事業の売上高は7,261百万円(前連結会計年度比3.5%増)となりました。

利益面においては、利益率の高いライセンス販売及びサポートサービスが堅調に推移したものの、更なる事業拡大を狙い、次世代製品の研究開発、グローバルな事業展開の推進及びブランド力強化に向けたマーケティング活動に注力したこと等により販売費及び一般管理費が増加し、当連結会計年度の営業利益は2,760百万円(同4.0%減)となりました。

(その他)

その他には(株)フェス等を分類しており、売上面においては、医療機関向けシステム運営管理受託及びI Tサービスマネジメントの標準である「I T I L」関連事業が増加したこと等により、当連結会計年度のその他の売上高は3,245百万円(同10.9%増)となりました。

利益面においては、売上高の増加及び収益性の向上等により、当連結会計年度の営業利益は387百万円(同37.1%増)となりました。

セグメント別売上高（連結）

区 分	第46期 (平成26年4月から 平成27年3月まで)	第47期 (平成27年4月から 平成28年3月まで)	増減率
カードシステム事業	9,165百万円	9,171百万円	0.1%
エンタープライズ・ソリューション事業	10,584	9,920	△6.3
B P O 事業	1,997	1,205	△39.6
H U L F T 事業	7,012	7,261	3.5
そ の 他	2,925	3,245	10.9
合 計	31,685	30,804	△2.8
調 整 額	△1,200	△1,012	—
連結損益計算書計上額	30,485	29,792	△2.3

- (注) 1. 調整額は、セグメント間の振替高及びセグメント間取引の相殺消去であります。
2. 当連結会計年度より、従来の「金融システム事業」のうちクレジットビジネスを対象とした事業を「カードシステム事業」に名称変更し、その他の法人向けのシステム化事業と「流通サービスシステム事業」を統合のうえ、報告セグメントを「エンタープライズ・ソリューション事業」に変更しており、上記は変更後の区分に基づいております。
3. B P O 事業については、平成28年2月1日付で会社分割及び株式譲渡を行ったため、当連結会計年度における業績は株式譲渡時点までの10ヶ月間の実績となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,040百万円であり、その主なものは、「SAISOS（クラウド型ホスティングサービス）」関連設備の増強であります。

③ 資金調達の状況

当社は、大型システム開発案件の開発遅延問題等に係る和解金の支払い及び財務基盤の安定性確保を目的として、平成28年3月28日に取引銀行2行との間に総額7,000百万円のシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を締結しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成27年11月18日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年2月1日付で、当社のＢＰＯ事業を会社分割（簡易分割）し、同日付で、新設会社である㈱ＢＢＳアウトソーシングサービスの全株式を㈱ビジネスブレイン太田昭和に譲渡しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成25年3月期)	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	29,290	32,500	30,485	29,792
経常利益 (△損失) (百万円)	2,736	3,350	△4,081	2,569
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	1,674	1,863	△4,707	△6,094
1 株 当 たり 当期純利益 (△純損失) (円)	103.39	115.05	△290.60	△376.22
総 資 産 (百万円)	25,066	26,595	25,638	23,312
純 資 産 (百万円)	16,160	16,582	11,299	4,971

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は期中平均株式数で算出しております。
2. 第46期より売上計上基準を変更し、第45期については遡及修正後の数値を記載しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成25年3月期)	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (百万円)	27,851	30,077	27,755	26,863
経常利益 (△損失) (百万円)	2,574	3,076	△4,474	2,088
当期純利益 (△純損失) (百万円)	1,586	1,776	△4,909	△6,347
1 株 当 たり 当期純利益 (△純損失) (円)	97.95	109.67	△303.06	△391.82
総 資 産 (百万円)	24,480	26,299	25,493	23,183
純 資 産 (百万円)	15,301	16,254	10,758	4,226

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は期中平均株式数で算出しております。
2. 第46期より売上計上基準を変更し、第45期については遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ェ ス	60百万円	100%	システム運営管理受託・人材派遣
世存信息技术(上海)有限公司	100百万円	100%	システム受託開発、パッケージ販売
株 式 会 社 ア プ レ ッ ソ	267百万円	100%	パッケージソフトウェア開発・販売
H U L F T P t e . L t d .	100万 シンガポールドル	100%	パッケージソフトウェア販売

(注) 平成28年3月に株式会社アプレッソの株式を追加取得した結果、同社に対する当社の出資比率は100%に増加しています。

(4) 対処すべき課題

経営資源としての「ヒト、モノ、カネ」に新たに「ＩＴ・情報」が加わり、ネットワーク通信環境の飛躍的な向上、ソフトウェアの仮想化、スマートデバイスの普及等により、企業活動と人々の暮らしは効率化、低コスト化を実現しつつあり、あらゆるものが「所有するもの」から「利用するもの」へと、そのあり方を大きく変化させております。

また、今後は益々非連続な変化が続く激しい時代になることが予測されております。すなわち、グローバル競争の加速、国内市場の飽和感、業界構造の変化、お客様ニーズの多様化といった「ビジネス環境変化」及びモバイル、クラウド、ビッグデータ、IoTといった「テクノロジーの進化」等により、新規事業創出、ビジネスモデル転換、新しいお客様価値創出、既存事業の差別化、異業種間連携の実現といった事業イノベーションが加速する時代が到来しつつあります。そして、あらゆる企業がビジネス環境の変化や各種イノベーションに対し、ＩＴ展開の俊敏性、柔軟性を担保するため、ＩＴインフラ、アプリケーション及びファイルデータ基盤をプラットフォーム化する必要があります。

このような経営環境のもと当社グループは、カードビジネス、流通小売業を中心とする多くのお客様のＩＴシステム開発及び運用に携わるとともに、マネジメントファイルシステム「ＨＵＬＦＴ」製品群の提供及びグローバル展開を

通じて、お客様のビジネス基盤及び社会基盤をＩＴシステムの側面から支援してまいりました。

一方で、ＩＴシステムの開発においては、技術力・開発力不足及びミドルマネジメント力の脆弱性が顕在化し、その結果巨額の損害賠償費用や減損損失等が発生し、ＩＴベンダーとしての信用を大きく毀損させることになりました。このような状況を受け、当社グループは平成31年３月期を最終年度とする新たな中期経営計画を策定し、財務基盤の強化とともに毀損した信用の回復に努め、更なる事業の成長を目指してまいります。

この中期経営計画実現のための、主な戦略及び施策は以下のとおりです。

① 重点顧客マーケットビジネスへのフォーカス

カードシステム事業においては最重要顧客における顧客内でのＩＴシェアの拡大、流通・ＩＴソリューション事業においては「繋ぎ・連携・ビッグデータ」に関連する独自ソリューションの提供、及び新設した「テクノロジーセンター」（「テクノロジー」と「イノベーション」の造語）と各事業のコラボレーションによる新規ビジネスの発掘に取り組んでまいります。

② HULFT事業の成長加速

HULFT及びHULFTファミリー製品等、魅力的な製品・サービスを継続的に提供するとともに、HULFTブランドの価値向上及び国内の潜在マーケットの開拓に取り組んでまいります。

また、事業のグローバル化を一層推進し、海外マーケットの開拓に取り組んでまいります。

③ 技術戦略の明確化と開発力強化

全社的な技術統括・品質管理を行うテクノロジーセンターをＣＴＯ（最高技術責任者）直轄の組織として新設し、技術戦略の浸透、開発力、技術力向上、製品サービスの品質向上に取り組むとともに、先端テクノロジー（「IoT」「Fintech」等）の研究開発・活用を推進してまいります。

④ 財務基盤の整備・強化

システム開発等の事業投資の判断に関する基準を明確化し、キャッシュフロー重視の経営に転換するとともに、各事業の更なる成長のための柔軟かつ安定的な資金調達実現を通じて、事業基盤の強化に取り組んでまいります。

⑤ 業務プロセスやコスト構造の最適化

B P R（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の推進を通じて社内プロセスや組織機能等の見直しを実施するとともに、当該見直しによる I T 基盤の刷新、データセンターの最適化等、適正なコスト構造への転換を図ってまいります。

⑥ その他

コーポレートブランドの訴求、ロールモデル人材の育成、各種社内制度見直し、社内コミュニケーションの活性化等を実施し組織風土、企業ブランドの刷新に取り組んでまいります。

また、事業ポートフォリオの再整備、アライアンス強化を通じて長期的な成長を実現し、継続的に R O E 15% を達成できる事業基盤の確立に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

カードシステム事業 クレジット業界向けにシステムの開発及び運用を行っております。

エンタープライズ・ソリューション事業 金融・流通・サービス業界向けにシステムの開発及び運用を行っております。

H U L F T 事業 通信ミドルウェア「H U L F T」等のパッケージソフトウェアの販売・保守及びソリューション等の提供を行っております。

(注) B P O 事業は平成28年2月1日付で会社分割を行い、その承継会社の全株式を当社グループ外に譲渡しております。

(6) 主要な営業所等（平成28年3月31日現在）

① 当 社

本 社 ・ サ ン シ ャ イ ン 事 業 所	東 京 都 豊 島 区
深 川 セ ン タ ー	東 京 都 江 東 区
関 西 事 業 所	大 阪 府 大 阪 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	福 岡 県 福 岡 市
江 戸 川 橋 オ フ ィ ス	東 京 都 文 京 区

② 子 会 社

株 式 会 社 フ ェ ス	本 社 東 京 都 豊 島 区
世 存 信 息 技 術 (上 海) 有 限 公 司	本 社 中 国 上 海
株 式 会 社 ア プ レ ッ ソ	本 社 東 京 都 文 京 区
H U L F T P t e . L t d .	本 社 シ ン ガ ポ ー ル

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,172名	101名減

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ減少しておりますが、その主な理由は、平成28年2月1日付で当社のBPO事業を会社分割のうえ、その承継会社の全株式を当社グループ外に譲渡したことにより、同事業に属する従業員が減少したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
654名	120名減	41.8歳	12.7年

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数には、当社から他社への出向37名を除いております。
3. 従業員数には、嘱託・契約社員を含めております。
4. 従業員数が前事業年度末に比べ減少しておりますが、その主な理由は、平成28年2月1日付で当社のBPO事業を会社分割のうえ、その承継会社の全株式を当社グループ外に譲渡したことにより、同事業に属する従業員が減少したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

なお、取引銀行2行との間に総額7,000百万円のシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,200,000株（自己株式218株を含む）
- ③ 株主数 4,718名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社クレディセゾン	7,588,000	46.84
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー (ケイマン) リミテッド	4,488,800	27.71
イーシーエム マスターフアンド エスピービー ワン	857,028	5.29
株式会社インテリジェントウェイブ	500,000	3.09
セゾン情報システムズ社員持株会	487,604	3.01
大日本印刷株式会社	307,500	1.90
株式会社みずほ銀行	196,000	1.21
協和青果株式会社	171,700	1.06
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	80,000	0.49
富士通株式会社	80,000	0.49

(注)1. 持株比率は、自己株式（218株）を控除して計算しております。

2. エフィッシモ キャピタル マネージメント ビーティーイー エルティーディーから、平成27年3月30日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、平成27年3月24日現在で5,345千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「④大株主（上位10名）」には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数（株）	保有割合 （%）
エフィッシモ キャピ タル マネージメント ビーティーイー エル ティーディー	260 オーチャードロ ード #12-06 ザヒ ーレン シンガポール 238855	5,345,928	33.00

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	横 山 三 雄	カードシステム事業部管掌
代表取締役社長	宮 野 隆	
常 務 取 締 役	内 田 和 弘	HULFT事業部長、株式会社アプレッソ取締役、世存信息技术(上海)有限公司董事長
取 締 役	野 津 浩 生	コンプライアンス室長
取 締 役	土 橋 眞 吾	コーポレートサービス本部長、財務経理部担当、株式会社アプレッソ監査役、世存信息技术(上海)有限公司監事、株式会社フェス監査役
取 締 役	水 江 司 二	システムサービスセンター担当、エンタープライズ・ソリューション事業部担当
取 締 役	大 沢 隆	カードシステム事業部長
取 締 役	小 野 和 俊	CTO、株式会社アプレッソ代表取締役社長
取 締 役	安 達 一 彦	株式会社インテリジェントウェイブ会長、株式会社ショーケース・ティービー取締役
取 締 役	川 野 忠 明	
常 勤 監 査 役	菅 崎 悟	
常 勤 監 査 役	三 谷 宏 雄	
監 査 役	石 井 泰 次	株式会社SPinno監査役、株式会社ファランクス監査役
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役

- (注) 1. 取締役安達一彦氏、取締役川野忠明氏はいずれも、社外取締役であります。
2. 監査役三谷宏雄氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲久氏はいずれも、社外監査役であります。
3. 監査役菅崎悟氏は、平成16年6月から平成23年6月までの間当社の財務経理部長として在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事に従事しており、情報サービス産業に関する知的財産権について相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（BP0事業部長）赤木修氏は、平成28年1月31日をもって当社取締役を辞任しております。
6. 監査役北條慎治氏は、平成27年6月24日をもって当社監査役を辞任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役のいずれも300万円以上であらかじめ定める金額または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分		支給人員	支給額
取 (う	社 外 取 締 役 ち 社 外 取 締 役)	11名 (2)	131百万円 (10)
監 (う	社 外 監 査 役 ち 社 外 監 査 役)	5 (4)	42 (25)
合 計		16	174

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役4名であります。
 上記には、平成27年6月24日開催の第46期定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名及び平成28年1月31日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の限度額は、平成20年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の限度額は、平成20年6月13日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の報酬につきましては、業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、平成27年4月から平成27年6月まで、次のとおり報酬の自主返上をいたしております。上記取締役の報酬等の額は、返上後の金額を記載しております。
 代表取締役会長 月額報酬の10%を返上
 代表取締役社長 月額報酬の20%を返上

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役安達一彦氏は、株式会社インテリジェントウェイブの会長及び株式会社ショーケース・ティービーの取締役に兼務しております。なお、当社は株式会社インテリジェントウェイブとの間にパッケージソフトウェアの販売等の取引関係があります。また、当社と株式会社ショーケース・ティービーとの間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役石井泰次氏は、株式会社SPinnoの監査役及び株式会社ファランクス
の監査役に兼務しております。なお、当社と株式会社SPinno及び株式会社
ファランクスとの間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役小川憲久氏は、紀尾井坂テームス綜合法律事務所の弁護士、山九株
式会社の監査役に兼務しております。なお、当社と紀尾井坂テームス綜合
法律事務所及び山九株式会社との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（25回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 安 達 一 彦	20回	80.0%	一回	—%
取締役 川 野 忠 明	25	100.0	—	—
監査役 三 谷 宏 雄	19	95.0	13	92.9
監査役 石 井 泰 次	25	100.0	18	94.7
監査役 小 川 憲 久	23	92.0	19	100.0

（注）平成27年6月24日開催の第46期定時株主総会において、三谷宏雄氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。就任日である平成27年6月24日から平成28年3月31日までの間における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は14回であります。

ハ、取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役安達一彦氏、取締役川野忠明氏、監査役三谷宏雄氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲久氏は取締役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役三谷宏雄氏、監査役石井泰次氏、監査役小川憲久氏は監査役会において監査の方法その他監査役の職務の執行に関して必要な発言を適宜行っております。

⑤ 独立役員の開示について

独立役員の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	川野 忠明	—
監査役	石井 泰次	株式会社SPinno監査役、株式会社ファランクス監査役
監査役	小川 憲久	紀尾井坂テーミス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役

- (注) 1. 川野忠明氏は社外取締役であります。
2. 石井泰次氏、小川憲久氏は社外監査役であります。
3. 川野忠明氏、石井泰次氏、小川憲久氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号、第5項の定めに基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は①～⑪のとおりです。（最終改訂 平成28年4月1日）

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応し

て不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された稟議書等の文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に従い適切に保存・管理・廃棄を行っております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図ります。

当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会や代表取締役による月次レビューにおいて業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。

また、情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質管理部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。

開発プロジェクトリスクに関しては、品質管理部門を主管とし、顧客提案時及びプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員より構成されたプロジェクトの第三者レビュー制度を運用し、稟議制度と連動させて、実効あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。

販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、事業管理部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制します。

各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制します。

事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ等に当たる体制を整備します。

取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。

目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役会にて決議し、中期経営計画から、全社、各部、各社毎にブレイクダウンした年度事業計画を策定し、代表取締役による月次レビューにより、事業計画の業績管理と各部の業務執行状況の確認を行っております。

当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。また、経営会議を設置し、組織の横断的課題を合議し、各部門の業務執行を円滑化しています。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の内部統制システムの基本方針を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令順守体制を整備しています。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「規律」「自律」「自立」を掲げる「行動規範」、並びに、コンプライアンスの基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。

コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、法令遵守教

育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルール of の周知徹底を実施しています。

社内通報窓口をコンプライアンス部門、社外通報窓口を顧問弁護士とし、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。

監査役会、監査役及び内部監査等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と適宜協議し、助言を受けています。

当社は、市民生活に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、「行動規範」並びに「コンプライアンス規則」の中で定めています。反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先については事前に、継続取引先については定期的に、反社会的勢力か否かの調査を行っております。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行っております。

当社は、取締役会が一定の事項について経営判断を行うにあたり、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう確保し、より経営の透明性、公正性を確保していくことを目的として、取締役会の諮問機関として、当社の経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役又は独立した当社外の有識者により構成されるガバナンス委員会を設置しています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規則」を定め、子会社の自律性を尊重しつつ、子会社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。経営企画担当部門長は、「子会社等管理規則」に従い、子会社より経営状況の報告を受けております。

当社は、子会社の役員、取締役、監査役等が、内部監査部門または監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えております。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に則り、経営企画部門を主管に、子会社のリスクを特定・評価し、リスクの予防・軽減活動を講じ、子会社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っております。

当社は、子会社における法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクに関し、必要に応じ、当該子会社と事業上密接なかわりを持つ事業部門・センター部門及び当該リスクに関する当社主管部門が子会社と連携し対応しております。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における自律的な経営判断が行われるよう、「子会社等管理規則」に従い子会社の指導育成を図り、子会社の管理を行う経営企画部門が子会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、子会社に対する当社代表取締役による各社の業務執行状況に関する月次レビューを実施する等、子会社に対するガバナンスとモニタリング体制を確立しております。経営企画担当部門長は、子会社の重要事項の決定について事前協議を受けるものとし、必要のある場合は当社所定の決裁機関による承認を得るものとしております。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社において「コンプライアンス規則」等を定め、それぞれの子会社の経営責任者を当該子会社のコンプライアンスを統括する最高責任者とし、また、それぞれの子会社においてコンプライアンスに関する主管部門を定め、当社の経営企画部門及びコンプライアンス部門と連携してコンプライアンス体制を確立しています。また、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」「子会社等管理規則」に基づき子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。

また、万一、法令等に違反またはそのおそれの高い事例を発見した場合の通報手段として、当社子会社の社員、取締役、監査役等も利用可能な内部通報制度を整備しています。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査部門から監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補助業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権を優先します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得てから実施します。

⑧ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、取締役会や代表取締役による各部・子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、稟議決裁等の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧します。

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ全体に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

ロ. 当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社の取締役会や当社代表取締役による子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する子会社の取締役及び使用人から、当該子会社の経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、稟議決裁等の子会社の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧しております。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当該子会社の取締役、監査役、または使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある、もしくは発生した場合は、その事実について、当社の経営企画部門及びコンプライアンス部門に対しこれらを速やかに報告しております。また、内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対し、内部通報の状況について定期的に報告をしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会または常勤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理し、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。また、当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役、監査法人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行います。また、当社の監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受け、連携します。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を25回開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について監視しております。また、取締役会議事録その他の重要な文書が適切に管理されていることを確認しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、監査役会を19回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について定期的に意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受け、経営状況・リスク管理状況等について確認しております。

③ 業務の適正を確保するための体制について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

④ コンプライアンス体制について

コンプライアンス体制について、教育・研修は、全社員向けに年1度Webにて研修を実施、また、入社時都度のコンプライアンス研修を実施しています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社取締役会は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重

大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等が必要であると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社が属する情報サービス業界は、政府の成長戦略に「IoT推進」、「ビッグデータ活用」等のIT技術の積極的な活用が織り込まれ、セキュリティ対策、ビッグデータ活用、マイナンバー制度の導入、Fintech等、新たな需要が期待されるとともに、企業のシステム開発投資が堅調に推移することにより、業界全体は緩やかながらも成長基調にあります。

当社は、これまで平成18年3月期より3年毎の中期経営計画を策定し、様々な施策を講じた結果、全社の売上拡大や事業基盤の拡充が進み、HULFT事業のグローバル展開への取組み等将来の更なる成長への布石を打つこともできました。また、平成28年2月にはBPO事業の会社分割及び譲渡を実行し、経営資源の選択と集中を進めてまいりました。一方で、技術力・開発力の課題が顕在化するとともに、その課題が起因となる大型開発案件に関する損失発生により、2期連続（平成27年3月期及び平成28年3月期）の大幅赤字（当期純損失）を計上し、技術力・開発力の強化とともに、財務基盤の立て直しが重要な課題となりました。このほか、事業戦略の明確化、コスト構造の最適化、事業基盤や組織風土の刷新等を重要な課題として認識しております。

当社は、このような経営環境及び重要な課題を踏まえ、新たな経営体制のもと、平成29年3月期～平成31年3月期を期間とする中期経営計画を策定し、達成に努めています。新たな中期経営計画においては、ビジョン「カテゴリートップの具現！～特定分野においてダントツの存在感を発揮する～」の実現を目指し、長期で飛躍的・非連続的な成長を遂げるために必要な事業ポートフォリオ、事業基盤の整備・確立に努めるとともに、財務基盤の整備・強化等の重点戦略を講じ、企業価値を高めるべく経営に取り組んでまいります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月10日開催の当社第42期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、更新前の大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）、旧ルールの有効期間が満了したため、平成26年6月12日開催の第45期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）を更新いたしました。本ルールの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループの議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、当該買付者を含む株主グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨等を記載した意向表明書及び当社取締役会が大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、「必要情報」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（30営業日を上限として延長することができます。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。なお、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関し、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認する場合があります。

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、法令及び

定款の下で可能な対抗措置のうちから、状況に応じ最も適切と判断したものを発動することがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、割当期日における株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割当てられ、当該新株予約権には、大規模買付者等所定の要件に該当する者（以下、「非適格者」といいます。）は原則として行使できないとする行使条件、及び、非適格者以外の新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付されることとなります。また、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。

特別委員会は、当該諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するように要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、

かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

本ルールの有効期間は、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

上記二記載の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるために策定された取組みであり、まさに基本方針に沿うものです。また、本ルールは、当社株式の大規模買付行為が行われる際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みを設定するものであり、基本方針に沿うものです。

本ルールは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、当該株主総会において株主の皆様に本ルールの更新についてお諮りすることを予定していること、対抗措置を発動する一定の場合には、株主意思を確認できるようにしていること等株主意思を重視するものであること、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立した特別委員会に対して、発動の是非等に関して諮問を行うこととされていること等により、その公正性・客観性が確保されているため、当社は、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	5,456,802	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,368,309
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,065,076	リ ー ス 債 務	205,604
有 価 証 券	100,080	短 期 借 入 金	25,769
商 品 及 び 製 品	38,362	設 備 関 係 未 払 金	1,683,609
仕 掛 品	751,938	未 払 法 人 税 等	119,350
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,017	未 払 費 用	641,590
未 収 還 付 法 人 税 等	220,167	前 受 金	2,462,057
繰 延 税 金 資 産	1,792,382	賞 与 引 当 金	792,828
そ の 他	704,908	解 約 損 失 引 当 金	503,360
貸 倒 引 当 金	△9,411	製 品 保 証 引 当 金	1,177,753
流 動 資 産 合 計	13,130,323	損 害 賠 償 引 当 金	6,646,907
固 定 資 産		早 期 退 職 費 用 引 当 金	392,616
有 形 固 定 資 産		そ の 他	754,385
建 物 及 び 構 築 物	317,191	流 動 負 債 合 計	16,774,141
工 具、器 具 及 び 備 品	2,522,504	固 定 負 債	
リ ー ス 資 産	416,991	リ ー ス 債 務	113,407
建 設 仮 勘 定	426,100	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,273,950
有 形 固 定 資 産 合 計	3,682,788	長 期 未 払 金	26,700
無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務	152,224
ソ フ ト ウ エ ア	3,901,685	固 定 負 債 合 計	1,566,281
リ ー ス 資 産	99,962	負 債 合 計	18,340,422
の れ 他	611,210	純 資 産 の 部	
そ の 他	170	株 主 資 本	5,547,955
無 形 固 定 資 産 合 計	4,613,028	資 本 金	1,367,687
投 資 そ の 他 の 資 産		資 本 剰 余 金	1,454,233
投 資 有 価 証 券	735,379	利 益 剰 余 金	2,726,253
敷 金	515,235	自 己 株 式	△218
繰 延 税 金 資 産	316,746	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△576,026
そ の 他	323,598	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,173
貸 倒 引 当 金	△4,750	為 替 換 算 調 整 勘 定	△4,753
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	1,886,210	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△585,446
固 定 資 産 合 計	10,182,027	純 資 産 合 計	4,971,928
資 産 合 計	23,312,351	負 債 純 資 産 合 計	23,312,351

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		29,792,791
売上	原価		21,493,517
売上	総利益		8,299,273
販売費及び一般管理費	利益		5,644,841
営業外収益	利益		2,654,431
受取利息	利息	2,275	
受取証券	証券	1,930	
受取配当	配当	6,871	
受取差益	差益	4,342	
受取商品	商品	219	
受取評価	評価	2,664	
受取投資	投資	2,902	
受取他	他	5,426	26,632
営業外費用	費用		
支払利息	利息	13,942	
支払税金	税金	95,000	
支払事業	事業	2,119	
支払関係	関係	261	
支払の	の	81	111,404
経常利益	利益		2,569,660
特別利益	利益		
投資有価証券売却益	売却益	386,911	386,911
固定資産処分損失	処分損失	7,046	
減価償却資産	償却資産	1,254,583	
投資有価証券	証券	31,630	
投資有価証券	証券	129	
損害賠償	賠償	19,034	
早期退職金	退職金	6,646,907	
税金等調整前当期純損失	純損失	392,616	8,351,947
法人税、住民税等	税金等	228,779	5,395,376
法人税等	税金等	467,906	696,685
当期純損失	純損失		6,092,061
非支配株主に帰属する当期純損失	純損失		2,549
親会社株主に帰属する当期純損失	純損失		6,094,611

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,367,687	1,462,360	8,820,864	△217	11,650,694
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△6,094,611		△6,094,611
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		△8,126			△8,126
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△8,126	△6,094,611	△1	△6,102,738
当期末残高	1,367,687	1,454,233	2,726,253	△218	5,547,955

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	199,159	28,145	△591,645	△364,340	12,923	11,299,278
当期変動額						
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)						△6,094,611
自己株式の取得						△1
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動						△8,126
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△184,986	△32,898	6,198	△211,686	△12,923	△224,610
当期変動額合計	△184,986	△32,898	6,198	△211,686	△12,923	△6,327,349
当期末残高	14,173	△4,753	△585,446	△576,026	-	4,971,928

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

3社

連結子会社名

㈱フェス

世存信息技术（上海）有限公司

㈱アブレッソ

主要な非連結子会社の名称等

HULFT P t e . L t d .

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の名称等

HULFT P t e . L t d .

持分法を適用した理由

HULFT P t e . L t d . については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。また、HULFT P t e . L t d . の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち世存信息技术（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、㈱フェス及び㈱アブレッソの決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

たな卸資産の評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によりしております。

・商品	個別法
・仕掛品	個別法
・貯蔵品	先入先出法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・有形固定資産
(リース資産以外)
- 主として定額法によりしております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～18年
工具、器具及び備品	2年～20年

- ・リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により
しております。
なお、主なリース期間は5年～7年です。

ロ. 無形固定資産

- ・市場販売目的のソフトウェア
- 製品ごとの未償却残高を見込販売収益を基礎として当連結会計
年度の実績販売収益に対応して計算した金額と残存有効期間に
基づく均等配分額のいずれか多い金額で償却しております。
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により
しております。- ・自社利用のソフトウェア
(リース資産以外)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により
しております。
なお、主なリース期間は5年～7年です。- ・リース資産

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別
に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連
結会計年度の負担額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

ハ. 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当
連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損
失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会
計年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上してしま
す。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品と相殺表示し
ております。

二、解約損失引当金

システム開発及び運用における請負契約の解約に伴う解約金等の支払いに備えるため、当連結会計年度末において見込まれる損失額を引当計上しております。

ホ、製品保証引当金

システム開発業務については、受託時から顧客検収時までには予見不能な問題解決のための役務提供が売上計上後に不可避免的に発生する場合に備えて、品質確保のために個別に見積可能な費用について、発生見込額を見積計上しております。

(追加情報)

前連結会計年度において、当社が実施している大型システム開発案件に関し、株式会社クレディセゾンよりシステムリリースの延期についての案内が行われております。当社は当該プロジェクトにおいて、請負契約に基づきシステム開発を実施し、株式会社クレディセゾン及び株式会社キュービタス（以下、「顧客」）と協議のうえテストパターンの決定及び検証を行い、その結果に基づき顧客からの検収を受け当該システム開発を完了いたしました。

しかしながら、当社開発システムに係る結合テストにおいて想定外の不具合及び他社開発システムとの連携に係る技術的課題等が発生したこと等により、顧客において当該システムの部分的な機能は残しつつも、システム要件及びシステム構成等の見直しが行われました。当社は当該プロジェクトの当初から開発に関わってきたシステムベンダーとして、その解決に向け取組んでおりますが、その解決にあたってはシステム改修及び追加開発等の製品保証対応が必要となっております。この状況を受け当社は当該対応コストについて可能な限り合理的な見積りを実施し、必要と判断した金額5,876,665千円を前連結会計年度において製品保証引当金として計上し、当連結会計年度末における残高は1,177,753千円となっております。

また、当該製品保証対応のほか、システムリリースの延期に伴う顧客側の対応費用等の当社の負担相当分については、当連結会計年度において、損害賠償引当金として計上しております。損害賠償金の支払いに備えるため、当連結会計年度末において見込まれる損失額を引当計上しております。

ヘ、損害賠償引当金

(追加情報)

当社は、当社と株式会社クレディセゾン及び株式会社キュービタス（以下、「顧客」）との間における、大型システム開発案件の開発遅延等に係る問題（以下、「本件問題」）について、平成28年3月28日開催の取締役会において、当社が、顧客に対し、第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターにおける中立評価手続において和解内容が合理的であるとの趣旨の評価がなされることを停止条件として和解金を支払う旨を合意する（以下、「本和解」）ことを決議いたしました。

本和解の概要は、当社が、顧客に対して14,975,216千円（以下、「本和解合意額」）を支払い、顧客が、本件問題に関する紛争の対象となる債権及び債務に関する当社へのその余の請求を放棄することを主たる内容としております。

本和解を決議するまでに生じた本件問題に関する支払いは製品保証引当金を取崩す処理を実施しております。本和解の効力が発生した場合に、当社は製品保証引当金として計上した改修及び品質保証対応費用について、本和解合意額に充当されることを考慮し、追加負担額を合理的に見積り、損害賠償引当金として計上しております。

和解合意額	14,975,216 千円
当連結会計年度末までの負担額	△7,171,556
当連結会計年度末の製品保証引当金残高	△1,177,753
その他	21,000
損害賠償引当金繰入額	6,646,907

ト．早期退職費用引当金

早期退職者募集に伴い発生する早期退職者に対する一時金の支給等に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額等を引当計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

ハ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ニ．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が8,126千円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 所有権留保資産及び担保付債務

① セール・アンド・割賦バック取引による所有権留保資産

建物及び構築物	198,239千円
工具、器具及び備品	1,411,874千円
ソフトウェア	211,797千円
計	1,821,912千円

② 上記に対する債務

設備関係未払金	1,529,569千円
---------	-------------

(2) コミットメント契約

当社は、損害賠償の支払資金の調達を行うため取引銀行2行と7,000,000千円を限度とするコミットメント期間付タームローン契約を締結しておりますが、当連結会計年度における借入の実績はありません。

当該コミットメント期間付タームローン契約には、平成29年3月期決算以降の各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計金額を平成28年3月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の100%以上に維持すること、かつ、平成29年3月期決算以降、各連結会計年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすることという財務制限条項が付されております。

(3) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

6,453,514千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
BPO事業資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 ソフトウェア	東京都豊島区 東京都江東区 新潟県新潟市
エンタープライズ・ソリューション事業資産	ソフトウェア	東京都豊島区 東京都江東区

当社グループは、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグルーピングを行っております。

BPO事業資産については、システム開発に係る不採算案件の発生に伴い、将来における事業の収益性の悪化が見込まれることとなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該減少額は、減損損失として特別損失に485,553千円を計上しております。

エンタープライズ・ソリューション事業資産については、一部プロジェクトの開発中止に伴い、将来における事業の収益性が見込まれなくなったため、当該中止プロジェクトに関連する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該減少額は、減損損失として特別損失に769,030千円を計上しております。

なお、BPO事業資産、エンタープライズ・ソリューション事業における中止プロジェクトに関連する資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数 (千 株)	当連結会計年度増加 株 式 数 (千 株)	当連結会計年度減少 株 式 数 (千 株)	当連結会計年度末 株 式 数 (千 株)
普 通 株 式	16,200	—	—	16,200

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については原則として自己資金を充当することとしつつも、資金計画等に照らして、必要な資金を銀行等からの借入により調達しております。余剰資金の運用については、短期運用は預金等、長期運用は主に安全性の高い債券等を対象に運用しております。

また、運用の判断は安全性（元金や利子の支払に対する確実性）、流動性（換金の制約や換金の容易性）、収益性（利息、配当等の収益）を考慮して行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。未収還付法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債権であり、全て1年以内に還付期日が到来します。有価証券及び投資有価証券は主に金銭信託、債券及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。敷金は主に事業所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

支払手形及び買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。設備関係未払金、短期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資等に係る資金調達を目的としたものであり、固定金利のため金利変動リスクはありません。未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金については、営業管理規程に従い事業管理部門で取引先の信用状況を把握するとともに、債権管理規程に従い財務経理部門で債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

債券については、金融資産運用管理規程に基づき一定の格付以上のものを投資対象とし信用リスクの軽減を図っております。

敷金については、信用度の高い企業と賃貸借契約を結ぶこととしております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものは、定期的に保有継続について検討を行っております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、財務経理部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日における営業債権のうち34.5%は大口顧客2社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,456,802	5,456,802	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,065,076		
貸倒引当金 ※	△9,411		
	4,055,664	4,055,664	—
(3) 未収還付法人税等	220,167	220,167	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100,000	99,430	△570
② その他有価証券	137,548	137,548	—
(5) 敷金	515,235	515,235	—
資産計	10,485,419	10,484,849	△570
(1) 支払手形及び買掛金	1,368,309	1,368,309	—
(2) 短期借入金	25,769	25,769	—
(3) リース債務 (1年内返済予定含む)	319,011	320,762	△1,750
(4) 設備関係未払金	1,683,609	1,683,609	—
(5) 未払法人税等	119,350	119,350	—
負債計	3,516,050	3,517,801	△1,750

※ 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収還付法人税等

すべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

すべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 敷金

時価の算定は、合理的に見積もった敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分（本社及び事業所の将来の発生が予想される原状回復費見込額の未償却残高）の金額が含まれております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 設備関係未払金、(5) 未払法人税等

すべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内返済予定含む)

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	86,097
非上場株式	418,369
その他	93,444
合計	597,910

(1) 関係会社株式及び非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(2) その他は、投資事業有限責任組合への出資のうち組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 306円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 376円22銭 |
- 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
- | | |
|------------------------|-------------|
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 6,094,611千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 | 6,094,611千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 16,199,782株 |

8. 企業結合等に関する注記

当社は、平成28年2月1日を効力発生日として、ＢＰＯに関する事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継（以下、「本会社分割」）させたくえて、当該新設会社の全株式を株式会社ビジネスプレイン太田昭和（本社：東京都港区）に譲渡いたしました。

(1) 共通支配下の取引等（当社グループ外への株式譲渡を前提として実施する会社分割）

① 取引の概要

(ア) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社のＢＰＯ事業

事業の内容：主として人事・給与業務アウトソーシングサービス

(イ) 企業結合日

平成28年2月1日

(ウ) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社ＢＢＳアウトソーシングサービスを新設会社とする会社分割です。

なお、本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行っております。

(エ) 結合後企業の名称

株式会社ＢＢＳアウトソーシングサービス(当社の100%子会社)

(オ) その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、事業分離を目的として実施したものであります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 事業分離（当社グループ外への株式譲渡）

① 事業分離の概要

(ア) 分離先企業の名称

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

(イ) 分離した事業の内容

当社のＢＰＯ事業

(ウ) 事業分離を行った主な理由

株式会社ビジネスブレイン太田昭和は、当社ＢＰＯ事業と同事業領域にあたるマネージメントサービス（ＢＰＯ）事業を、公認会計士、税理士、社会保険労務士、SEなど、専門的なノウハウと知見を持つ人材によるサポートをコアとし、またシステム開発の提供とあわせて展開しております。当社は、ＢＰＯ事業のポテンシャルや将来の成長を評価しているものの、当社をとりまく事業環境等を総合的に判断し、事業の選択と集中を図るために、本事業を上記の特長を持つ株式会社ビジネスブレイン太田昭和へ譲渡することが最適と考え、今回の決定に至りました。

(エ) 事業分離日

平成28年2月1日

(オ) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする株式譲渡

② 実施した会計処理の概要

(ア) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 44,123千円

(イ) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	667,655千円
固定資産	98,511
資産合計	766,166
流動負債	446,526
固定負債	68,508
負債合計	515,034

③ 会計処理

移転したＢＰＯ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った現金と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額である関係会社株式売却益を事業譲渡損に含めて計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ＢＰＯ事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,205,754千円
営業損失	1,253,088

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	5,401,163	買 掛 金	1,459,072
売 掛 金	3,474,658	一 ス 債	205,604
有 価 証 券	100,080	未 払 金	351,426
商 品 及 び 製 品	38,304	未 設 備 未 払 金	1,686,590
仕 掛 品	752,783	未 払 費 用	476,221
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,100	未 払 法 人 税 等	4,827
前 払 費 用	720,565	未 払 消 費 税 等	212,639
未 収 還 付 法 人 税	220,167	前 受 り 金	2,311,355
繰 延 税 金 資 産	1,662,645	預 賞 与 引 当 金	2,048,737
未 収 入 金 他	25,080	解 約 損 失 引 当 金	649,123
そ の 他 金	3,070	製 品 保 証 引 当 金	503,360
貸 倒 引 当 金	△266	損 害 賠 償 引 当 金	1,177,753
流 動 資 産 合 計	12,406,353	早 期 退 職 費 用 引 当 金	6,646,907
固 定 資 産		そ の 他 金	392,616
有 形 固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	18,129,758
建 物	289,999	固 定 負 債	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,485,874	リ 一 ス 債	113,407
リ ー ス 資 産	416,991	退 職 給 付 引 当 金	550,466
建 設 仮 勘 定	426,100	長 期 未 払 金	26,700
有 形 固 定 資 産 合 計	3,618,966	資 産 除 去 債 務	137,118
無 形 固 定 資 産		固 定 負 債 合 計	827,692
ソ フ ト ウ エ ア	3,699,225	負 債 合 計	18,957,450
リ ー ス 資 産	99,962	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	0	株 主 資 本	4,212,078
無 形 固 定 資 産 合 計	3,799,188	資 本 金	1,367,687
投 資 の 他 の 資 産		資 本 剰 余 金	1,462,360
投 資 有 価 証 券	643,413	資 本 準 備 金	1,461,277
関 係 会 社 株 式	1,725,340	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,082
長 期 前 払 費 用	312,567	利 益 剰 余 金	1,382,249
敷 金	459,537	利 益 準 備 金	157,500
繰 延 税 金 資 産	213,086	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,224,750
そ の 他 金	10,000	別 途 積 立	6,820,000
貸 倒 引 当 金	△4,750	繰 越 利 益 剰 余 金	△5,595,250
投 資 の 他 の 資 産 合 計	3,359,194	自 己 株 式	△218
固 定 資 産 合 計	10,777,349	評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,173
資 産 合 計	23,183,702	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,173
		純 資 産 合 計	4,226,252
		負 債 純 資 産 合 計	23,183,702

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	26,863,429		
売上原価	20,072,791		
売上総利益	6,790,637		
販売費及び一般管理費	4,670,948		
営業利益	2,119,689		
営業外収益			
受取利息	2,179		
受取配当金	1,930		
受取手数料	65,552		
受取保険金	6,163		
受取補助金	145		
受取融資収入	219		
受取商品収入	189		
営業外費用	4,245		80,623
支払利息	14,370		
支払税金	95,000		
支払手数料	2,119		
支払差損	78		
支払関連費用	261		
支払損失	81		111,910
特別利益			2,088,402
特別損失			
投資有価証券売却益	386,911		386,911
固定資産処分損失	6,645		
減価償却費	1,255,423		
投資有価証券評価還	17,499		
投資有価証券譲渡	129		
損害賠償引当金繰入	19,034		
早期退職費用	6,646,907		
税金引当金繰入	392,616		8,338,255
税引前当期純損失			5,862,941
法人税、住民税及び事業税	10,087		
法人等調整額	474,315		484,402
当期純損失			6,347,344

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	8,820,000	△1,247,906	7,729,593
当期変動額								
別途積立金の取崩						△2,000,000	2,000,000	-
当期純損失(△)							△6,347,344	△6,347,344
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,000,000	△4,347,344	△6,347,344
当期末残高	1,367,687	1,461,277	1,082	1,462,360	157,500	6,820,000	△5,595,250	1,382,249

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△217	10,559,424	199,159	199,159	10,758,583
当期変動額					
別途積立金の取崩		-			-
当期純損失(△)		△6,347,344			△6,347,344
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△184,986	△184,986	△184,986
当期変動額合計	△1	△6,347,345	△184,986	△184,986	△6,532,331
当期末残高	△218	4,212,078	14,173	14,173	4,226,252

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- イ. 満期保有目的の債券
- ロ. 子会社株式
- ハ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
移動平均法による原価法

- ・時価のないもの

② たな卸資産

たな卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- イ. 商品
- ロ. 仕掛品
- ハ. 貯蔵品

個別法
個別法
先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- イ. 有形固定資産
（リース資産以外）

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	2年～20年

- ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、主なリース期間は5年～7年です。

② 無形固定資産

イ. 市場販売目的のソフトウェア

ロ. 自社利用のソフトウェア
(リース資産以外)

ハ. リース資産

製品ごとの未償却残高を見込販売収益を基礎として当事業年度の実績販売収益に対応して計算した金額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか多い金額で償却しております。

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は５年～７年です。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、受注済案件のうち当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品と相殺表示しております。

⑤ 解約損失引当金

システム開発及び運用における請負契約の解約に伴う解約金等の支払いに備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を引当計上しております。

⑥ 製品保証引当金

システム開発業務については、受託時から顧客検収時までには予見不能な問題解決のための役務提供が売上計上後に不可避免的に発生する場合に備えて、品質確保のために個別に見積可能な費用について、発生見込額を見積計上しております。

(追加情報)

前事業年度において、当社が実施している大型システム開発案件に関し、株式会社クレディセゾンよりシステムリリースの延期についての案内が行われております。当社は当該プロジェクトにおいて、請負契約に基づきシステム開発を実施し、株式会社クレディセゾン及び株式会社キュービタス（以下、「顧客」）と協議のうえテストパターンの決定及び検証を行い、その結果に基づき顧客からの検収を受け当該システム開発を完了いたしました。

しかしながら、当社開発システムに係る結合テストにおいて想定外の不具合及び他社開発システムとの連携に係る技術的課題等が発生したこと等により、顧客において当該システムの部分的な機能は残しつつも、システム要件及びシステム構成等の見直しが行われました。当社は当該プロジェクトの当初から開発に関わってきたシステムベンダーとして、その解決に向け取り組んでおりますが、その解決にあたってはシステム改修及び追加開発等の製品保証対応が必要となっております。この状況を受け当社は当該対応コストについて可能な限り合理的な見積りを実施し、必要と判断した金額5,876,665千円を前事業年度において製品保証引当金として計上し、当事業年度末における残高は1,177,753千円となっております。

また、当該製品保証対応のほか、システムリリースの延期に伴う顧客側の対応費用等の当社の負担相当分については、当事業年度において、損害賠償引当金として計上しております。

⑦ 損害賠償引当金

損害賠償金の支払いに備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を引当計上しております。

(追加情報)

当社は、当社と株式会社クレディセゾン及び株式会社キュービタス（以下、「顧客」）との間における、大型システム開発案件の開発遅延等に係る問題（以下、「本件問題」）について、平成28年3月28日開催の取締役会において、当社が、顧客に対し、第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターにおける中立評価手続において和解内容が合理的であるとの趣旨の評価がなされることを停止条件として和解金を支払う旨を合意する（以下、「本和解」）ことを決議いたしました。

本和解の概要は、当社が、顧客に対して14,975,216千円（以下、「本和解合意額」）を支払い、顧客が、本件問題に関する紛争の対象となる債権及び債務に関する当社へのその余の請求を放棄することを主たる内容としております。

本和解を決議するまでに生じた本件問題に関する支払いは製品保証引当金を取崩す処理を実施しております。本和解の効力が発生した場合に、当社は製品保証引当金として計上した改修及び品質保証対応費用について、本和解合意額に充当されることを考慮し、追加負担額を合理的に見積り、損害賠償引当金として計上しております。

和解合意額	14,975,216 千円
当事業年度末までの負担額	△7,171,556
当事業年度末の製品保証引当金残高	△1,177,753
その他	21,000
損害賠償引当金繰入額	6,646,907

⑧ 早期退職費用引当金

早期退職者募集に伴い発生する早期退職者に対する一時金の支給等に備えるため、当事業年度末における支給見込額等を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

(3) 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 所有権留保資産及び担保付債務

① セール・アンド・割賦バック取引による所有権留保資産	
建物	198,239千円
工具、器具及び備品	1,411,874千円
ソフトウェア	211,797千円
計	1,821,912千円
② 上記に対する債務	
設備関係未払金	1,529,569千円

(2) コミットメント契約

当社は、損害賠償の支払資金の調達を行うため取引銀行2行と7,000,000千円を限度とするコミットメント期間付タームローン契約を締結しておりますが、当事業年度における借入の実績はありません。

当該コミットメント期間付タームローン契約には、平成29年3月期決算以降の各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計金額を平成28年3月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の100%以上に維持すること、かつ、平成29年3月期決算以降、各連結会計年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないようにすることという財務制限条項が付されております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

6,400,869千円

(4) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

世存信息技术（上海）有限公司	25,769千円
----------------	----------

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,112,795千円
② 短期金銭債務	2,182,643千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（収益分）	10,326,717千円
営業取引（費用分）	1,432,236千円
営業取引以外の取引	8,595,142千円

- (2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
BPO事業資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 ソフトウェア	東京都豊島区 東京都江東区 新潟県新潟市
エンタープライズ・ ソリューション事業資産	ソフトウェア	東京都豊島区 東京都江東区

当社は、事業用資産について各事業セグメントを基礎としつつ、経営管理単位を勘案しグルーピングを行っております。

BPO事業資産については、システム開発に係る不採算案件の発生に伴い、将来における事業の収益性の悪化が見込まれることとなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該減少額は、減損損失として特別損失に486,393千円を計上しております。

エンタープライズ・ソリューション事業資産については、一部プロジェクトの開発中止に伴い、将来における事業の収益性が見込まれなくなったため、当該中止プロジェクトに関連する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。当該減少額は、減損損失として特別損失に769,030千円を計上しております。

なお、BPO事業資産、エンタープライズ・ソリューション事業における中止プロジェクトに関連する資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	217	1	—	218
合計	217	1	—	218

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

損害賠償引当金	2,053,894千円
製品保証引当金	1,252,706
繰越欠損金	242,243
減損損失	235,722
その他	1,372,649
小計	5,157,216
評価性引当額	△3,241,962
繰延税金資産合計	1,915,254

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△25,063千円
未収還付事業税	△8,210
その他有価証券評価差額金	△6,249
繰延税金負債合計	△39,523
繰延税金資産の純額	1,875,731

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容		取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
そ の 他 の 関 係 会 社	㈱クレ ィセゾン	東京都 豊島区	75,929	総合 信販業	被所有 直接 46.84	情報処理 サービ スの提供等	営業取引	情報処理 サービ ス等の販売	10,267,453	売掛金	1,070,418
								前受金		54,217	
							和 解 合 意 額 (当事業年度末までの負担額)		8,397,168 (2,981,341)	製品保証 引当金	591,533
										損害賠償 引当金	4,113,492

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 情報処理サービス等の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 和解合意額は、大型システム開発案件の開発遅延に係る問題について、平成28年3月28日開催の取締役会において、当社と顧客との間での条件付和解により和解金を支払う旨を合意する決議に基づくものであります。本和解を決議するまでに生じた本件問題に関する支払いは製品保証引当金を取崩す処理を実施しており、追加負担額については合理的に見積もった金額を損害賠償引当金として計上しております。なお、上記の損害賠償引当金の期末残高には、顧客との取引に該当しないその他の費用は含まれておりません。
3. 取引金額並びに製品保証引当金及び損害賠償引当金の期末残高には消費税等は含まれておりませんが、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	㈱ フェス	東京都 豊島区	60	システム 運営管理 受託・ 人材派遣	所有 直接 100.00	情報処理 オペレー ションの 業務委託等 役員の兼任	CMS預り金	102,357	預り金	1,222,443
							CMS預り金利息	479		
	㈱ アプレッソ	東京都 文京区	267	パッケージ ソフトウェア 開発・販売	所有 直接 100.00	パッケージ ソフトウェアの 代理販売 役員の兼任	CMS預り金	△51,203	預り金	752,860
							CMS預り金利息	337		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

CMS預り金は、当社グループ内におけるキャッシュ・マネジメント・システムの利用によるもので、利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。なお、取引金額については、純額で表示しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(3) 兄弟会社等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱ キュー ビタス	東京都 新宿区	100	クレジッ トサービ ス業	なし	情報処理 サービスの 提供等	情報処理 営業取引 サービス 等の販売	2,610,348	売掛金	333,766
									前受金	28,672
							和 解 合 意 額 (当事業年度までの負担額)	6,578,048 (2,873,916)	製品保証 引当金	586,219
									損害賠償 引当金	2,512,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理サービス等の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2. 和解合意額は、大型システム開発案件の開発遅延に係る問題について、平成28年3月28日開催の取締役会において、当社と顧客との間での条件付和解により和解金を支払う旨を合意する決議に基づくものであります。本和解を決議するまでに生じた本件問題に関する支払いは製品保証引当金を取崩す処理を実施しており、追加負担額については合理的に見積もった金額を損害賠償引当金として計上しております。なお、上記の損害賠償引当金の期末残高には、顧客との取引に該当しないその他の費用は含まれておりません。

3. 取引金額並びに製品保証引当金及び損害賠償引当金の期末残高には消費税等は含まれておりませんが、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
重要な子会社 の 役 員	小野 和俊	—	—	株アブレ ッソ代表 取締役	なし	—	子会社株式の購入	23,600	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
子会社株式の購入金額は、第三者の算定した評価額に基づいて決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 260円88銭
- (2) 1株当たり当期純損失 391円82銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	6,347,344千円
普通株式に係る当期純損失	6,347,344千円
普通株式の期中平均株式数	16,199,782株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 セゾン情報システムズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 製品保証引当金の追加情報に記載されているとおり、前連結会計年度において、会社が実施している大型システム開発案件に関し、請負契約に基づきシステム開発を実施し、顧客から検収を受け完了させていたが、会社開発システムに係る結合テストにおいて想定外の不具合及び他社開発システムとの連携に係る技術的課題等が発生し、顧客においてシステム要件及びシステム構成等の見直しが行われた。当該見直しを受け、システム改修及び追加開発等について必要と判断した金額5,876,665千円を前連結会計年度において製品保証引当金として計上し、当連結会計年度における残高は1,177,753千円となっている。また、当該製品保証対応のほか、システムリリースの延期に伴う顧客側の対応費用等の会社の負担相当部分については、当連結会計年度において、損害賠償引当金を計上している。
2. 損害賠償引当金の追加情報に記載されているとおり、会社は、顧客との間における、大型システム開発案件の開発遅延等に係る問題について、平成28年3月28日開催の取締役会において、第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターにおける中立評価手続において和解内容が合理的であるとの趣旨の評価がなされることを停止条件として和解金を支払う旨を合意することを決議した。当該和解の概要は、会社が、顧客に対して14,975,216千円を支払い、顧客が、当該問題に関する争いの対象となる債権及び債務に関する会社へのその他の請求を放棄することを主たる内容としている。当該和解の効力が発生した場合に、会社は製品保証引当金として計上した改修及び品質保証対応費用について、当該和解合意額に充当されることを考慮し、追加負担額を合理的に見積り、当連結会計年度において損害賠償引当金を6,646,907千円計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 セゾン情報システムズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 製品保証引当金の追加情報に記載されているとおり、前事業年度において、会社が実施している大型システム開発案件に関し、請負契約に基づきシステム開発を実施し、顧客から検収を受け完了させていたが、会社開発システムに係る結合テストにおいて想定外の不具合及び他社開発システムとの連携に係る技術的課題等が発生し、顧客においてシステム要件及びシステム構成等の見直しが行われた。当該見直しを受け、システム改修及び追加開発等について必要と判断した金額5,876,665千円を前事業年度において製品保証引当金として計上し、当事業年度における残高は1,177,753千円となっている。また、当該製品保証対応のほか、システムリリースの延期に伴う顧客側の対応費用等の会社の負担相当部分については、当事業年度において、損害賠償引当金を計上している。
2. 損害賠償引当金の追加情報に記載されているとおり、会社は、顧客との間における、大型システム開発案件の開発遅延等に係る問題について、平成28年3月28日開催の取締役会において、第三者機関であるソフトウェア紛争解決センターにおける中立評価手続において和解内容が合理的であるとの趣旨の評価がなされることを停止条件として和解金を支払う旨を合意することを決議した。当該和解の概要は、会社が、顧客に対して14,975,216千円を支払い、顧客が、当該問題に関する争いの対象となる債権及び債務に関する会社へのその余の請求を放棄することを主たる内容としている。当該和解の効力が発生した場合に、会社は製品保証引当金として計上した改修及び品質保証対応費用について、当該和解合意額に充当されることを考慮し、追加負担額を合理的に見積り、当事業年度において損害賠償引当金を6,646,907千円計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、技術力・開発力不足及びミドルマネジメント力の脆弱性が顕在化し、その結果巨額の損害賠償費用や減損損失が発生したことにつきましては、中期経営計画でこの課題に取り組む旨を確認しており、監査役会として引き続きその進捗等について監視・検証してまいります。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社	セゾン情報システムズ	監査役会
	常勤監査役	菅 崎 悟 ⑩
	常勤監査役	三 谷 宏 次 ⑩
	監 査 役	石 井 泰 次 ⑩
	監 査 役	小 川 憲 久 ⑩

(注) 監査役三谷宏雄、監査役石井泰次及び監査役小川憲久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上